

第56回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年1月28日(木曜日)
午前10時 受付開始 午前9時

開催場所

札幌市中央区北1条西11丁目1番地
ロイトン札幌 3階「ロイトンホール」

議案

- 第1号議案 取締役14名選任の件
第2号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件

株主様へのお願い

- 本総会は、株主様の安全確保及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限努めたくうえで開催いたします。
- 株主様の議決権は、書面またはインターネット等により事前行使できますので、積極的にご利用いただき、本総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルス感染症対策に関するご案内とお願いにつきましては、本招集ご通知の2頁をご覧ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位



札幌市中央区大通東3丁目1番地19

株式会社 **カナモト**

代表取締役社長 金本哲男

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面(郵送)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年1月27日(水曜日)午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

インターネット等により議決権を行使される場合には、2021年1月27日(水曜日)午後5時までに議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

◎17頁から18頁に「議決権の行使方法のご案内」を記載しておりますのでご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時	2021年1月28日(木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
2. 場 所	札幌市中央区北1条西11丁目1番地 ロイトン札幌 3階「ロイトンホール」
3. 目的事項 報告事項	1. 第56期(2019年11月1日から2020年10月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第56期(2019年11月1日から2020年10月31日まで) 計算書類報告の件
決議事項	
第1号議案	取締役14名選任の件
第2号議案	当社取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して株主の皆様にご提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表に表示すべき事項にかかる情報につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトへの記載をもって株主の皆様に対する書面の提供とさせていただきます。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、同封の「第56期事業報告」に記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項も含まれております。

後記の株主総会参考書類及び同封の「第56期事業報告」に記載の事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

[<https://www.kanamoto.ne.jp>]

<必ずお読みください>

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、本総会へのご来場を控えていただきますよう強くお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、書面及びインターネット等による方法をご利用いただけますようお願い申し上げます。

なお、当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会の開催及び運営に関し、下記の対応をとらせていただくことといたします。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ・本総会の会場スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・本総会の会場入口付近にアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ご出席の株主様には本総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、会場スタッフの案内に従っていただきますようお願い申し上げます。
- ・本年は、座席間隔を拡げるため、本総会会場の座席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・発熱や咳などの症状のある株主様やその他体調不良の株主様には本総会会場への入場をお断りする場合がございます。また、ご来場の株主様に対しまして、本総会の会場スタッフが体温測定をさせていただく場合がございます。
- ・本総会に出席する役員は、マスクを着用させていただく場合がございます。
- ・本総会は、議場でのご報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略し、時間を短縮して議事進行することを予定しております。

※ 本総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合には、当社ウェブサイト (<https://www.kanamoto.ne.jp>) に掲載いたしますので、当社ウェブサイトにおける発信情報をご確認いただけますようお願い申し上げます。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役14名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員(12名)は任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため取締役14名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位及び担当	候補者属性
1	かなもと かんちゅう 金本 寛中	男性	代表取締役会長	再任
2	かなもと てつお 金本 哲男	男性	代表取締役社長執行役員 営業統括本部長	再任
3	なり た ひとし 成田 仁志	男性	取締役 執行役員 業務部長	再任
4	かなもと たつお 金本 龍男	男性	取締役 執行役員 レンタル事業部長 兼 レンタル事業部北海道地区統括部長 兼 鉄鋼事業部管掌	再任
5	はし ぐち かず のり 橋 口 和典	男性	取締役 執行役員 人事部長 兼 事業開発室長	再任
6	さん の みや あきら 三野宮 朗	男性	執行役員 レンタル事業部西日本地区統括部長 兼 九州地区統括部長	新任
7	わた なべ じゅん 渡部 純	男性	執行役員 レンタル事業部広域特需営業部長 兼 ニュープロダクツ室管掌	新任
8	ひろ せ しゅん 廣瀬 俊	男性	執行役員 総務部長 兼 広報室長 兼 秘書室長	新任
9	やま した ひで あき 山下 英明	男性	執行役員 海外事業部長	新任
10	ない とう すずむ 内藤 進	男性	社外取締役	再任 社外 独立
11	あり た えい じ 有田 英司	男性	社外取締役	再任 社外 独立
12	よね かわ もと き 米川 元樹	男性	社外取締役	再任 社外 独立
13	た ばた あや こ 田端 綾子	女性	社外取締役	再任 社外 独立
14	おお かわ てつ や 大川 哲也	男性	-	新任 社外 独立

候補者
番号

1

かなもと
金本

か ちゅう
寛中

(1946年11月29日生)

所有する当社の株式数 489,100株

在任年数 39年

取締役会出席状況 6/6回
(100%)



再任

略歴、当社における地位及び担当

1973年4月	当社入社	1998年6月	当社代表取締役社長
1981年11月	当社取締役	2001年1月	当社執行役員
1990年1月	当社常務取締役	2016年11月	当社代表取締役会長(現任)
1996年4月	当社代表取締役副社長		

重要な兼職の状況

卡纳磨拓(中国)投资有限公司董事長

取締役候補者とした理由

同氏は、代表取締役会長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

2

かなもと
金本

てつお
哲男

(1960年5月21日生)

所有する当社の株式数 12,487株

在任年数 17年

取締役会出席状況 6/6回
(100%)



再任

略歴、当社における地位及び担当

1983年1月	当社入社	2005年6月	当社営業統括本部長(現任)
2000年9月	当社レンタル事業部関東事業部長	2012年4月	当社常務執行役員
2001年4月	当社執行役員	2014年11月	当社副社長執行役員
2002年11月	当社レンタル事業部長	2016年11月	当社代表取締役社長執行役員(現任)
2004年1月	当社取締役		

重要な兼職の状況

東洋工業株式会社代表取締役社長
ユナイテッド株式会社代表取締役会長
株式会社KGフローテクノ代表取締役会長
株式会社ソーキホールディングス代表取締役社長
金本(香港)有限公司董事長
KANAMOTO&JP NELSON EQUIPMENT(S) PTE. LTD. 代表取締役
KANAMOTO AUSTRALIA HOLDINGS PTY LTD 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、代表取締役社長、営業部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

3

なりた ひとし
成田 仁志 (1957年7月10日生)

所有する当社の株式数 7,000株
在任年数 17年
取締役会出席状況 6/6回
(100%)



再任

略歴、当社における地位及び担当

1981年11月 当社入社
2000年1月 当社業務企画部長(現業務部長)(現任)
2001年1月 当社執行役員(現任)
2004年1月 当社取締役(現任)

重要な兼職の状況

株式会社カナテック代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、業務部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

4

かなもと たつお
金本 龍男 (1962年2月2日生)

所有する当社の株式数 90,000株
在任年数 14年
取締役会出席状況 6/6回
(100%)



再任

略歴、当社における地位及び担当

1994年4月 当社入社
2001年4月 当社レンタル事業部近畿中部事業部長
2003年1月 当社執行役員(現任)
2003年4月 当社レンタル事業部東北地区担当部長
2005年4月 当社レンタル事業部北海道地区担当部長(現レンタル事業部北海道地区統括部長)(現任)
2007年1月 当社取締役(現任)
2012年2月 当社レンタル事業部副事業部長
2014年2月 当社鉄鋼事業部長
2016年2月 当社鉄鋼事業部管掌(現任)
2016年4月 当社レンタル事業部関東甲信越地区統括部長
2016年11月 当社レンタル事業部長(現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、レンタル事業部門の責任者、鉄鋼事業部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

5

は し ぐ ち
橋 口

か ず の り
和 典 (1960年3月28日生)

所有する当社の株式数 1,400株
在任年数 9年
取締役会出席状況 6/6回
(100%)



再 任

略歴、当社における地位及び担当

2012年1月	当社入社 執行役員(現任) 営業統括本部長補佐 取締役(現任)	2013年11月	当社ニュープロダクツ室管掌 兼レンタル事業部イベント営 業部管掌
2012年4月	当社事業開発部長(現事業開 発室長)(現任)兼情報機器事 業部長	2016年2月	当社情報機器事業部管掌
		2018年11月	当社人事部長(現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、営業部門の責任者補佐、情報機器事業部門・事業開発部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

6

さ ん の み や
三 野 宮

あ き ら
朗 (1965年2月22日生)

所有する当社の株式数 9,681株



新 任

略歴、当社における地位及び担当

1988年3月	当社入社	2019年11月	当社執行役員(現任)
2012年5月	当社関連企業室部長	2020年11月	当社レンタル事業部九州地区 統括部長(現任)
2016年4月	当社レンタル事業部関西中部 地区統括部長(現西日本地区 統括部長)(現任)		

取締役候補者とした理由

同氏は、営業部門の地区統括責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から当社取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者としております。

候補者
番号

7

所有する当社の株式数 4,691株

わたなべ
渡部

じゅん
純 (1970年1月2日生)



新任

略歴、当社における地位及び担当

1990年9月	当社入社	2017年1月	当社執行役員(現任)
2006年5月	当社レンタル事業部広域特需営業部長(現任)	2018年11月	当社ニュープロダクツ室管掌(現任)兼レンタル事業部イベント営業部管掌

重要な兼職の状況

株式会社K Gフローテクノ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、広域特需営業部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から当社取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者としております。

候補者
番号

8

所有する当社の株式数 831株

ひろせ
廣瀬

じゅん
俊 (1964年7月1日生)



新任

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月	株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行	2018年6月	当社顧問
2013年4月	みずほコーポレート銀行(中国)有限公司(現みずほ銀行(中国)有限公司)青島支店長	2018年11月	当社入社 執行役員(現任)総務部長代行
2016年4月	株式会社みずほ銀行中国営業推進部長	2019年1月	当社総務部長兼広報室長兼秘書室長(現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、株式会社みずほ銀行の責任ある役職を歴任し金融・財務分野における知見を有し、また、当社において総務部門、広報部門、秘書室の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から当社取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者としております。

候補者
番号

9

所有する当社の株式数 405株

やました ひであき
山下 英明 (1965年6月15日生)



新任

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月	株式会社東京銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行	2017年2月	同行赤坂支社 支社長
2011年9月	マレーシア三菱東京UFJ銀行(現MUFGバンク(マレーシア)) 副頭取	2018年6月	当社顧問
2015年4月	株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)青山通支社 支社長	2018年11月	当社入社 執行役員(現任) 海外事業部部长代行
		2019年1月	当社 海外事業部長(現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、株式会社三菱UFJ銀行の責任ある役職を歴任し金融・財務分野における知見を有し、また、当社において海外事業部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者としております。

候補者
番号

10

ないとう
内藤

すすむ
進 (1967年7月4日生)

所有する当社の株式数	0株
在任年数	4年
取締役会出席状況	5/6回 (83%)



再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、当社における地位及び担当

1990年4月	オリックス株式会社入社	2018年6月	百五リース株式会社取締役
2011年11月	同社電力事業部長	2019年1月	オリックス自動車株式会社専務執行役員リース営業本部長
2012年5月	同社電力事業部長		兼フリートマネジメント部管掌兼トラックレンタル本部総括(現任)兼リスクコンサルティング部・購買部管掌
	オリックス電力株式会社代表取締役社長		
2013年3月	同社事業法人営業第一部長		
2016年1月	同社理事 東京営業本部副本部長		
	事業法人営業第一部長		
2017年1月	同社理事 東日本営業本部副本部長		
	オリックス・フードサプライ株式会社代表取締役社長		
	当社社外取締役(現任)		

社外取締役候補者とした理由

同氏は、オリックス株式会社の責任ある役職を歴任しており、同子会社の経営経験もあることから、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を当社の経営に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。

独立性について

同氏は、当社が定めた「社外取締役の独立性の判断基準」の要件を満たしており、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。
同氏が在籍しているオリックスグループと当社との間における取引額は、同社直近事業年度における連結売上高及び当社連結売上高の0.1%以下であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。

候補者
番号

11

ありた

えいじ

有田 英司 (1966年4月17日生)

所有する当社の株式数 0株

在任年数 1年

取締役就任以降開催の

取締役会出席状況 5/5回 (100%)



再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、当社における地位及び担当

1989年4月	オリックス株式会社入社	2019年1月	同社業務執行役員 法人営業本部副本部長 地域営業担当
2005年3月	同社甲府支店 支店長	2019年4月	株式会社キューコーリース取締役(現任)
2009年3月	同社さいたま支店 支店長	2019年6月	とりぎんリース株式会社取締役(現任)
2009年6月	株式会社日本メディケアサポート(現株式会社ユニマートリタイアメントコミュニティ)取締役	2020年1月	同社執行役 法人営業本部副本部長(国内営業担当本部長)(現任) 当社社外取締役(現任)
2013年3月	同社統合中央第二ブロック長		
2015年3月	同社中央ブロック長		
2017年1月	同社理事 東日本営業本部副本部長		

社外取締役候補者とした理由

同氏は、オリックス株式会社の責任ある役職を歴任しており、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を当社の経営に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。

独立性について

同氏は、当社が定めた「社外取締役の独立性の判断基準」の要件を満たしており、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。

同氏が在籍しているオリックスグループと当社との間における取引額は、同社直近事業年度における連結売上高及び当社連結売上高の0.1%以下であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。

候補者
番号

12

よ ね か わ

米川

も と き

元樹

(1946年12月22日生)

所有する当社の株式数 0株

在任年数 5年

取締役会出席状況 5/6回
(83%)



再 任

社外取締役候補者

独 立 役 員

略歴、当社における地位及び担当

1985年 5月 札幌北榆病院副院長

1996年 4月 医療法人北榆会札幌北榆病院
院長

2007年 4月 特定医療法人北榆会 理事長

2011年 9月 社会医療法人北榆会 理事長
(現任)

2016年 1月 当社社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由

同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、医療機関における経営者として、当社の業界とは異なる経験と知識を当社の経営に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。

独立性について

同氏は、当社が定めた「社外取締役の独立性の判断基準」の要件を満たしており、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。

同氏は、現在、社会医療法人北榆会理事長を務めておりますが、同会と当社との間に取引はないこと等から、独立性に影響を与えるものではありません。

候補者
番号

13

たばた あやこ
田端 綾子 (1974年12月3日生)

所有する当社の株式数	0株
在任年数	1年
取締役就任以降開催の 取締役会出席状況	5/5回 (100%)



再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、当社における地位及び担当

2000年4月	札幌弁護士会登録(浅野元広法律事務所勤務)	2009年5月	医療事故情報センター 理事(現任)
2002年10月	ラベンダー法律事務所 所長(現任)	2019年5月	札幌医療事故問題研究会 副代表(現任)
		2020年1月	当社社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由

同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、同氏がこれまで弁護士として培ってきた豊富な経験と知識を、当社の経営に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。

独立性について

同氏は、当社が定めた「社外取締役の独立性の判断基準」の要件を満たしており、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。

同氏は、現在、ラベンダー法律事務所の所長を務めておりますが、同事務所と当社との間に顧問契約はなく、取引もないこと等から、独立性に影響を与えるものではありません。

候補者
番号

14

おおかわ
大川

てつや
哲也

(1966年1月12日生)

所有する当社の株式数

0株



新任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、当社における地位及び担当

1992年4月	札幌弁護士会登録 橋本昭夫 法律事務所入所	2013年10月	北海道人事委員
1998年4月	橋本・大川合同法律事務所パ ートナー弁護士(現任)	2015年4月	北海道弁護士会連合会常務理 事
2008年4月	札幌弁護士会 副会長	2017年4月	札幌弁護士会 会長
2012年10月	NPO法人「子どもシェルター レラピリカ」副理事長(現任)	2018年4月	北海道弁護士会連合会 理事 長
2013年4月	北海道大学法学研究所 特任 教授	2020年4月	日本弁護士連合会 副会長 (現任)

社外取締役候補者とした理由

同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、同氏がこれまで弁護士として培ってきた豊富な経験と知識を、当社の経営に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。

独立性について

同氏は、当社が定めた「社外取締役の独立性の判断基準」の要件を満たしており、選任が承認された場合は、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をする予定であります。当社は同氏が所長を務める法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その契約による報酬額は少額であり、独立性に影響を与えるものではありません。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 内藤進氏、有田英司氏、米川元樹氏、田端綾子氏、大川哲也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款において、各社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結できる旨を定めており、現在すべての社外取締役と責任限定契約を締結しております。内藤進氏、有田英司氏、米川元樹氏、田端綾子氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、大川哲也氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。
4. 田端綾子氏の戸籍上の氏名は、菅野綾子であります。
5. 当社が定めた「社外取締役の独立性の判断基準」の詳細は、以下に記載しております。

【 社外取締役の独立性判断基準 】

当社が定めた「社外取締役の独立性判断基準」は以下のとおりとなります。

- (1) 当社若しくはその連結子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人、若しくは監査役その他の使用人ではなく、かつその就任の前10年間に於いて当社若しくはその連結子会社の業務執行者ではなかったこと
- (2) 直近3事業年度において当社若しくはその連結子会社からの支払、当社若しくはその連結子会社への支払額が相互にその連結売上高の2%を超える取引先の者又はその業務執行者ではなく、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと
- (3) 直近3事業年度において当社から役員報酬以外に年間平均1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計・法律事務所等の社員等ではなく、その事務所等の総売上高の2%以上の支払を当社若しくはその連結子会社から受けていないこと
- (4) 当社若しくはその連結子会社の取締役、執行役、執行役員又は上記(2)、(3)の要件に基づき当社から独立性が確保されていないと判断する者の配偶者又は二親等内の親族ではないこと
- (5) 当社の現在の総議決権の10%以上を保有する主要株主又はその業務執行者ではないこと
- (6) 当社若しくはその連結子会社から取締役若しくは監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員ではないこと
- (7) 当社若しくはその連結子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員ではなく、過去3年間当社又はその連結子会社の監査業務を実際に担当したことがないこと

第2号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1991年1月24日開催の第26回定時株主総会において、年額240百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は12名（うち社外取締役4名）であります。第1号議案「取締役14名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は14名（うち社外取締役5名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が、正当な理由により、譲渡制限期間満了前に、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合は、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

議決権の行使方法のご案内

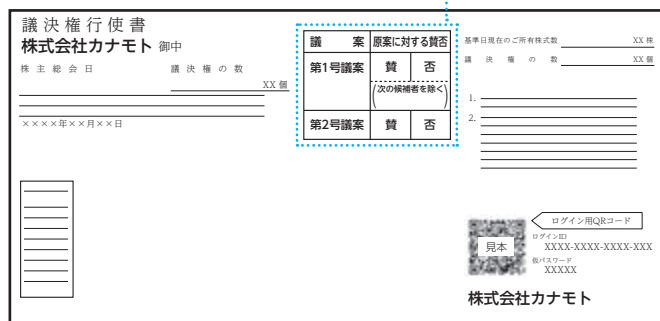
株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参画していただくことができる重要な権利です。以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会に出席	議決権行使書用紙を郵送	インターネット等による行使
 <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(捺印は不要です)</p>	 <p>議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご投函ください。</p>	 <p>議決権行使ウェブサイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。</p>
<p>株主総会開催日時</p> <p>2021年1月28日(木) 午前10時</p>	<p>行使期限</p> <p>2021年1月27日(水) 午後5時まで</p>	<p>行使期限</p> <p>2021年1月27日(水) 午後5時まで</p>

詳細は次ページをご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議 案	原案に対する賛否
第1号議案	賛 否
第2号議案	賛 否

※(次の候補者を除く)

こちらに、議案の賛否をご表示ください。

【第1号議案】

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
 全員反対の場合：「否」の欄に○印
 一部の候補者を反対される場合：
 「賛」の欄に○印をご表示のうえ、
 反対される候補者の番号を（ ）内
 にご記入ください。

【第2号議案】

賛成の場合：「賛」の欄に○印
 反対の場合：「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）またはインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（以下「議決権行使サイト」といいます。）にアクセスしていただき、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

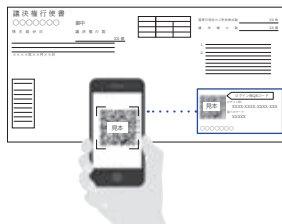
なお、ご不明な点等がございましたら、下記の「システム等に関するお問い合わせ先（ヘルプデスク）」へお問い合わせください。

当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

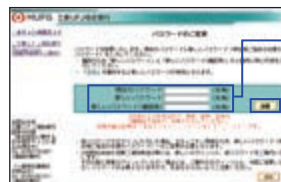
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

以上

第56回定時株主総会会場ご案内略図



会場所在地：札幌市中央区北1条西11丁目1番地
ロイトン札幌 3階 「ロイトンホール」
電話 (011) 271-2711(代表)

<最寄り駅>

地下鉄東西線 西11丁目駅 1番出口左折徒歩約3分
J R北海道・札幌駅からタクシーで約6分

<お願い>

駐車場の用意はいたしておりませんので、恐れ入りますが
公共交通機関をご利用ください。

 **株式会社 カナモト**
札幌市中央区大通東3丁目1番地19

